

令和元年10月1日から

市内保育園・幼稚園を利用する子どもたちに加え、市外の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が**無償化**されます。 ※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

市内保育園、市内公立幼稚園を利用

- 0歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料は、4月から完全無料化を実施しており、**引き続き無料**です。
 - **保育料・幼稚園授業料 完全無料**(世帯の所得要件なし。)です。
 - **給食費**(主食(ごはん)・副食(おかず・おやつ等)) **完全無料**です。

市外の幼稚園、保育所、認定こども園等を利用

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化**されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降(小学校就学前児童の中で3番目以降)の子どもたちは、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化**されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、市外の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳未満児の第2子以降の保育料を、引き続き無料化します。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- **幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象と**されます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

◇ 預かり保育を利用する場合

- 対象者：保護者の就労や疾病などの理由により「**保育の必要性がある**(注)」子ども
- 上限額：① 3歳児(満3歳になった後の4月1日)～小学校就学前までの子ども
→ 預かり保育の利用料月額11,300円を上限に**無償化**
② 満3歳児の住民税非課税世帯の子ども
→ 預かり保育の利用料月額16,300円を上限に**無償化**
(注) 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性がある**」認定を受ける必要があります。

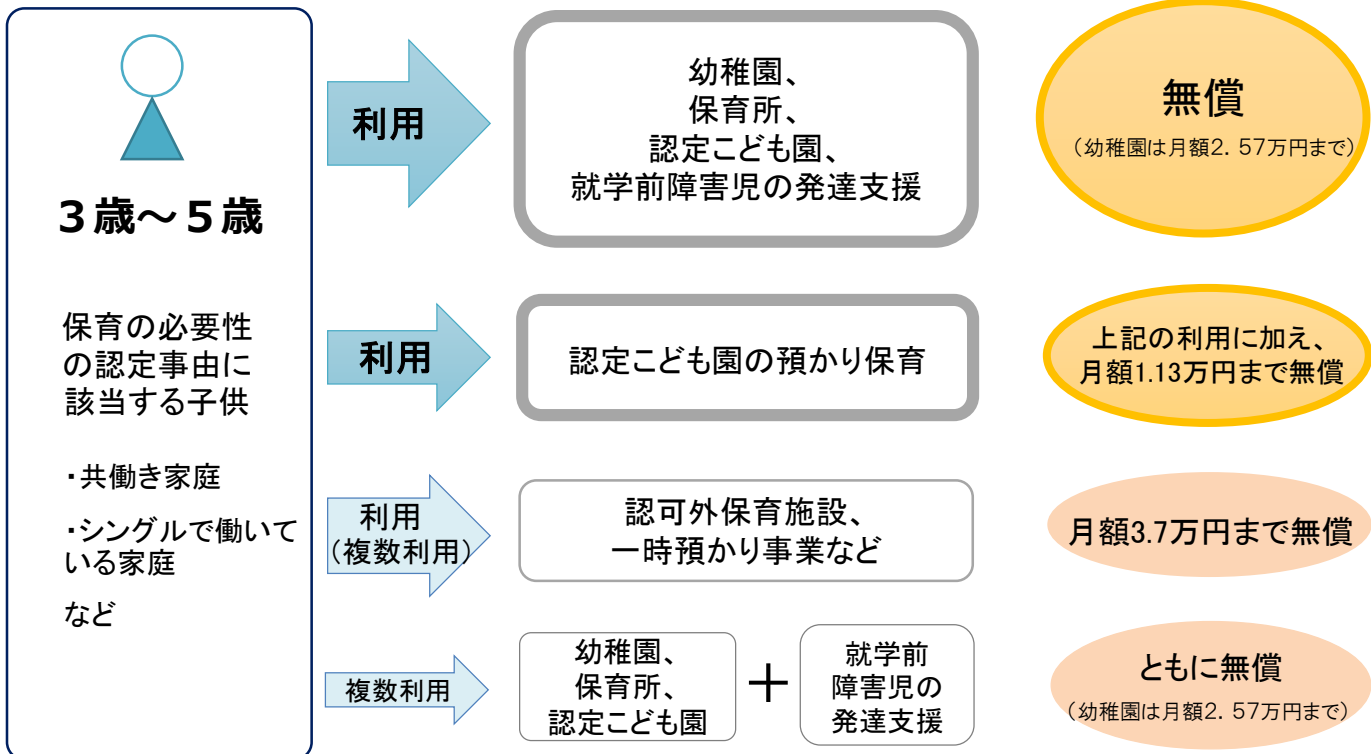
認可外保育施設等を利用

- 対象施設等：認可外保育施設（注1）、一時預かり事業、病(後)児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
- 対象者：次のいずれにも該当する子ども
 - ① 3歳児（満3歳になった後の4月1日）～小学校就学前の子ども
または、0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子ども
 - ② 認可保育施設を利用していない。
 - ③ 保護者の就労など「**保育の必要性**があること。（注2）」
- 上限額：
 - 3歳児～小学校就学前の子ども
利用料月額37,000円を上限に無償化
 - 0歳～2歳児までの住民税非課税世帯の子ども
利用料月額42,000円を上限に無償化
- 対象外：通園送迎費、給食費（主食費・副食費）、入園料など

（注1）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設が、これから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。

（注2）無償化の対象となるためには、「保育の必要性がある」認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化の主な例



- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。